

議第 8 号

高山市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例について

高山市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 6 年 3 月 3 日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

社会教育法の改正に伴い社会教育委員の委嘱の基準を定めるため改正しようとする。

